

第 32 回社会福祉士・第 22 回精神保健福祉士 国家試験 受験対策 web 講座

福祉行財政と福祉計画

田幡 恵子（大正大学）

学歴・職歴：

慶應義塾大学経済学部卒、日本銀行勤務を経て、
慶應義塾大学大学院 経済学研究科 修士課程 1 年終了後中退。
日本女子大学大学院 人間社会研究科 社会福祉学専攻 博士課程前期課程修了。
社会福祉学修士。
2013 年 4 月より大正大学 人間学部 社会福祉学科において、
国家試験受験対策講座を担当。

資格：社会福祉士

著書：『いちばんわかりやすい！社会福祉士合格テキスト '20 年版』成美堂出版（寺島彰監修）
『はじめてでもよくわかる！社会福祉士入門テキスト '20 年版』成美堂出版（寺島彰監修）
『社会福祉士完全予想模試' 20 年版』成美堂出版（寺島彰監修 慶應義塾社会福祉士三田会・
コンデックス情報研究所編著）一部科目と統括を担当。
『詳解 社会福祉士過去 4 年問題集 '20 年版』成美堂出版（寺島彰監修 慶應義塾社会福祉
士三田会・コンデックス情報研究所編著）一部科目と統括を担当。

受験生の皆さんへ：

社会福祉士試験・精神保健福祉士試験は、出題範囲が広いですね。
浅くても広く学習するうちに、科目横断的に社会福祉全体を包括的に掴むことができるようになります。
「社会福祉って全部つながっているんだ！」
そう実感できるようになったら、しめたもの。学習が面白くなってきます。
それまではちょっと辛いかもしれないけれど、頑張って学習を続けましょうね！

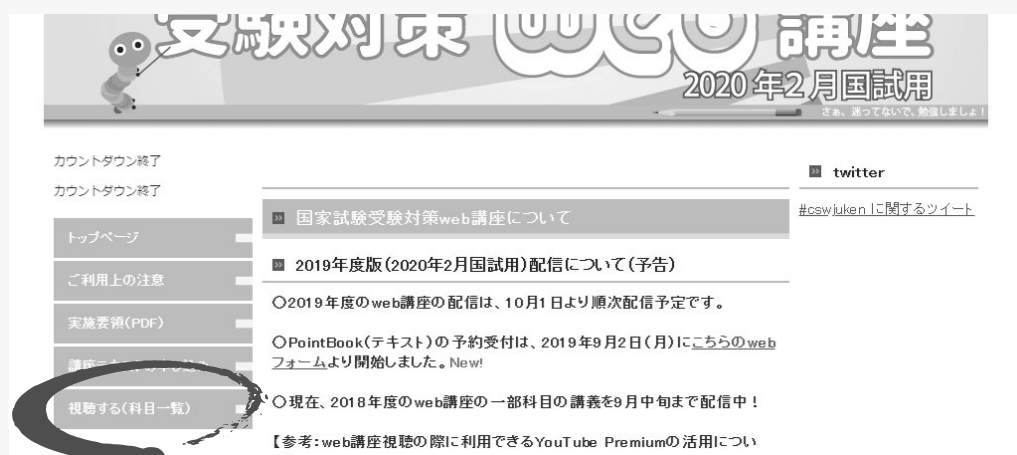


受験対策 web 講座



アクセス用 QR コード

- ① 日本ソーシャルワーク教育学校連盟
ホームページに開設されている『社会福祉士・
精神保健福祉士国家試験受験対策 web 講座
特設サイト』にアクセスしてください。
- ② ホームページの左側にある【視聴する（科目一覧）】各科目名をクリック
すると、該当科目の講座映像が視聴できます。



- ③ このページ下部の『web 講座の利用について』『ご利用の前に』をよく
お読みの上、視聴してください。

受験対策 web 講座の 利用について

本連盟がこの web 講座映像配信で利用している動画配信サイト【YouTube】は、利用規約により、講座映像の商用利用を禁止しています。

この web 講座を、パブリックビューイング形式（独自に会場等を設定して講義映像を放映し、複数の方が視聴すること）で利用する場合、参加費等の費用を視聴者から徴収することはできませんのでご注意ください。さらに、受験対策 Point Book をコピーして配布することは、固く禁じます。

なお、【YouTube】の利用規約に違反し、損害賠償や訴訟等法的措置が講じられた場合は、当該違反者がその責任を負うものとし、本連盟は一切の責任を負いません。

ご利用の前に

- 『受験対策 web 講座』映像や『受験対策 Point Book』は、国家試験直前の受験対策として本連盟が作成しています。『受験 web 講座』映像や『受験対策 Point Book』は、必ずしも国家試験の合格を保障するものではありませんので、各自の判断によりご利用ください。web 講座映像や受験対策 Point Book の視聴・購読によって、視聴した者及びその関係者が不利益を被った場合も、本連盟及び当該科目担当講師は一切責任を負いません。
- 本講座では、個人からの講義内容に関する本連盟及び講師への意見・質問・疑義照会は受け付けておりません。
- 『受験対策 Point Book』は、各講師が国家試験までに最低限押さえておくべきポイントを絞って作成しています。講義内で口頭のみで説明している内容は、各自調べて理解を深めてください。
- 『受験対策 web 講座』映像や『受験対策 Point Book』の内容に万が一訂正があった場合は、特設サイト内の当該講座の視聴ページに訂正・補遺を掲載します。
- 『受験対策 Point Book』の点訳資料及び講義映像内の字幕・手話通訳はご用意できません。
- 乱丁・落丁本はお取り替えしますので、現物を着払いでご返送ください。

I. 国家試験の出題傾向

1. 過去5年間の頻出項目と攻略法

	中項目	出題実績
行 財 政	福祉の財源	保険料・利用料（27-43）、消費税（27-44）、介護保険料（28-42）、社会保険の財源（29-43）、共同募金（29-42）、国の一部負担（30-44）
	都道府県の役割	福祉制度の利用における市町村、都道府県の役割（29-44、31-42）、措置制度（27-45）、不服申立制度（28-43）、福祉事務所（28-44）、法定機関（30-45）
	市町村の役割	
	福祉行政の組織及び団体の役割	
	福祉行財政の動向	地方財政の動向（27-42、30-43）、民生費の動向（28-45）、福祉法制度の展開（29-46）、一般会計予算（31-43）、医療介護改革（31-44）
計 画	福祉計画の策定方法と留意点	福祉計画等の策定技法と評価（27-47）、福祉計画等の法定事項（28-47）、介護保険事業支援計画の法定事項（29-48）、一体で定めるべき計画（31-45）
	福祉計画の実際	各福祉計画の具体的な策定方法（27-48、30-48）、計画策定状況（28-48）、各福祉計画で定めるべき事項（31-47）、障害福祉計画基本指針（31-48）

→ 行財政については、・福祉制度の**財源**はどのようにになっているのか、・各**行政や機関の役割**は何か、
・福祉行政と財政の**動向**（地方分権化、社会保障制度や税制度の改革、予算決算）
計画については、・福祉計画策定に関する理論、・各福祉計画の**内容と関係**を押さえる。

II. ポイント解説

1. 福祉行財政

・ マクロレベルのソーシャルワークは、制度政策に関わるもの。メゾレベルのソーシャルワークは関係機関の連携を図って作り上げるもの。ミクロレベルのソーシャルワーク実践は制度を使いこなして、利用者を支援するもの。したがって、福祉行政はあらゆるレベル、あらゆる領域のソーシャルワークに関係する。

1) 行政が関係する福祉サービス供給の主な方法

① 措置

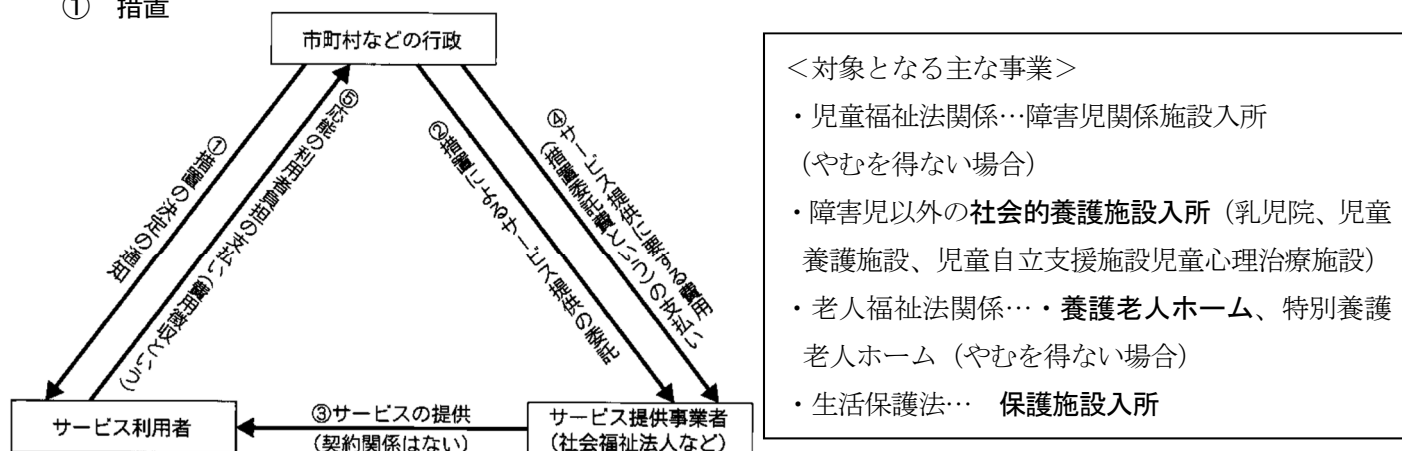
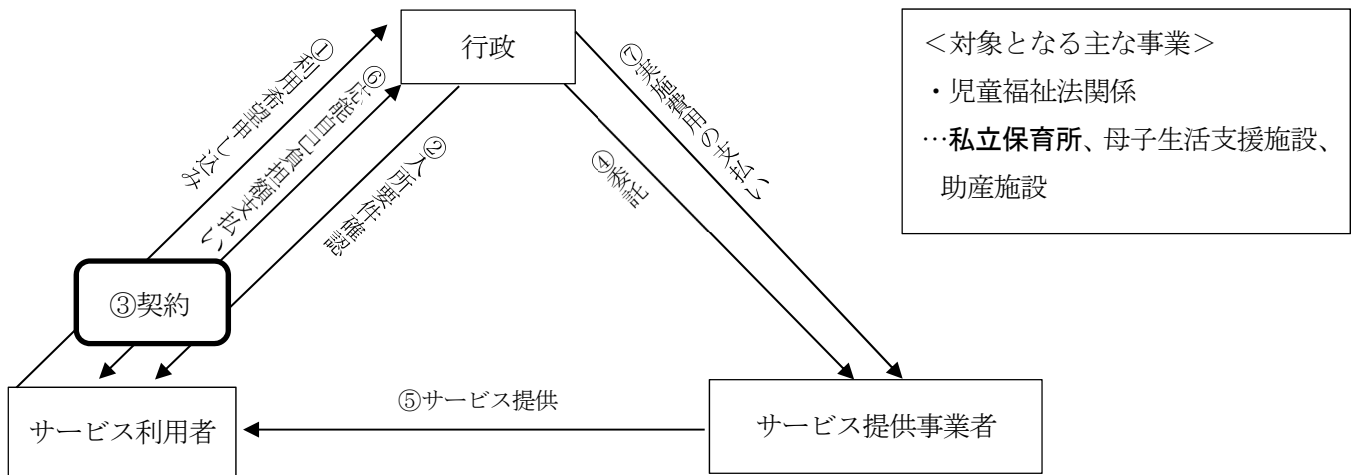


図2 措置委託によるサービス提供の仕組み

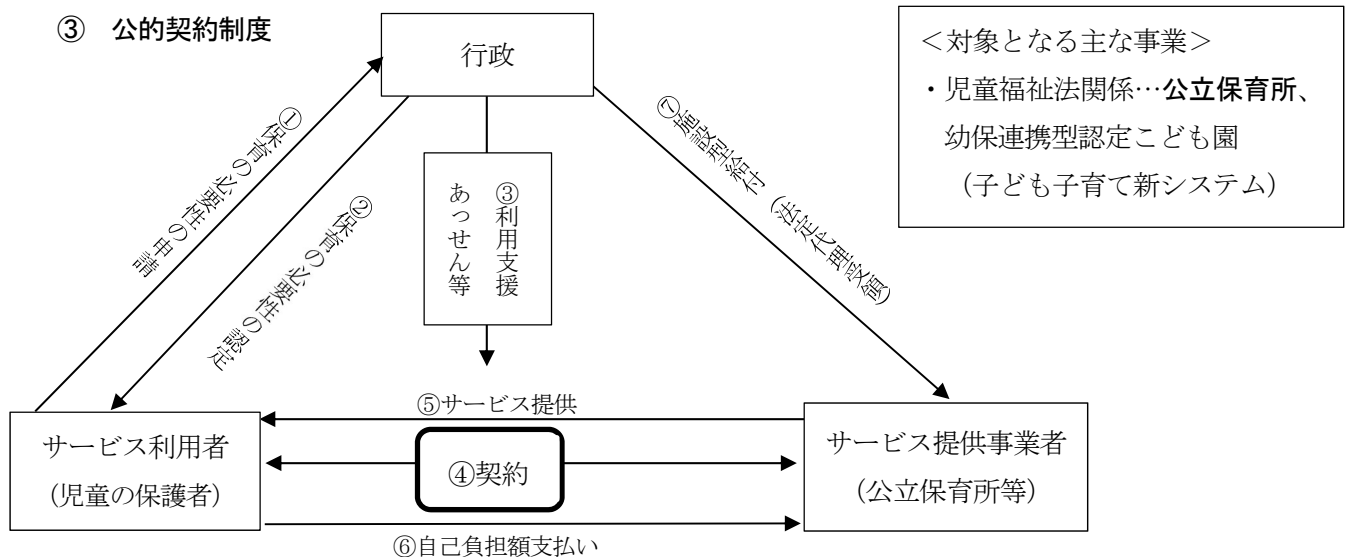
出典：大正大学社会福祉研究会（2007）『人間っていいな 社会福祉原論Ⅰ』大正大学出版会 p. 74

② 選択利用制度



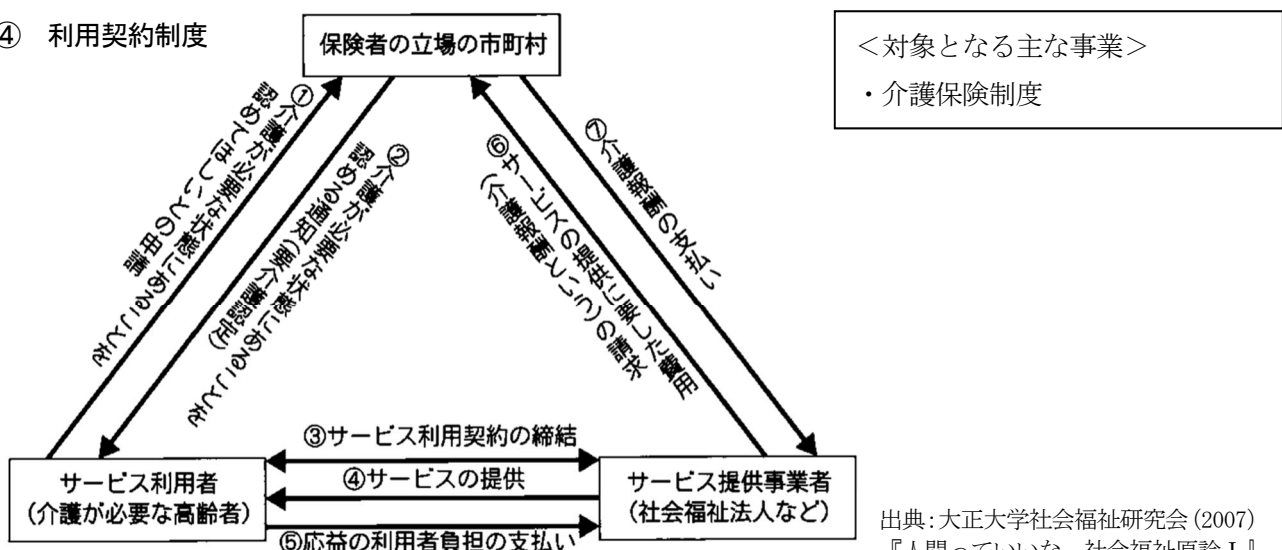
資料：内閣府「子ども・子育て支援新制度の概要」<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/outline/pdf/setsumeil.pdf>

③ 公的契約制度



資料：内閣府「子ども・子育て支援新制度の概要」<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/outline/pdf/setsumeil.pdf>

④ 利用契約制度



出典：大正大学社会福祉研究会 (2007) 『人間っていいな 社会福祉原論Ⅰ』 大正大学出版会 p. 75

図3 契約によるサービス提供の仕組み（介護保険の場合）

2) 国・都道府県・市町村の役割

① 地方公共団体とは

地方公共団体は、地方自治法によって次のように分類される。基礎的な自治体は市町村である。

普通地方公共団体 (憲法上の地方公共団体。 選挙で選ばれた首長と 議会を持つ)	都道府県：市町村を含む 広域自治体。47。	市町村を包括し、市町村の連絡調整を行う。
	市町村：基礎的な自治体。 約 1700。(2018 年 10 月)	指定都市：人口 50 万以上。ほぼ都道府県と 対等の力と地位。20 市 (2019 年 4 月)。
		中核市：人口 20 万以上。地方の中心都市。 58 市 (2019 年 4 月)。
		その他の市：人口 5 万以上。 町村
特別地方公共団体 (法律で特に定めた地方 公共団体)。	特別区	都の区など。都の業務以外は市に準じる。
	地方公共団体の組合など	一部事務組合。 広域連合。後期高齢者医療広域連合など。

寺島彰監修 田幡恵子著 (2019)『一番わかりやすい！社会福祉士合格テキスト‘20 年版』成美堂出版 p. 216 に加筆。

② 行政の事務

従前は、国の仕事を地方公共団体が機関委任事務、団体委任事務として代行していたが、1999 (平成 11) 年の地方分権一括法の成立により**機関委任事務は廃止**された。現在の地方公共団体の事務は、国の事務を受託する**法定受託事務**とそれ以外の事務の**自治事務**に再編されている。

法定受託事務	第一号法定受託事務	国が本来果たすべき役割にかかるものを都道府県、市町村、特別区が処理する。 例：・生活保護法に基づく 保護の実施 ・ 児童手当 、児童扶養手当、特別児童扶養手当等の支給 ・社会福祉法人や社会福祉施設の認可
	第二号法定受託事務	都道府県が本来果たすべき役割にかかるものを市町村、特別区が処理する。 福祉行政に関するものは、ほぼない。
自治事務		法定受託事務以外の事務。独自の事業など。 例：・生活保護に関する業務のうち 自立の助長 のための相談支援 ・児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法に基づく措置 ・ 介護保険事業 など

寺島彰監修 田幡恵子著 (2019)『一番わかりやすい！社会福祉士合格テキスト‘20 年版』成美堂出版 p. 218 に加筆。

③ 国・都道府県・市町村の基本的な役割

<基本的な役割>

国、都道府県、市町村の役割は基本的に次のように分けられるが、市町村と都道府県は重複することもある。

- ・市町村：住民の**身近な行政**を幅広く担う。市町村ができることは市町村が行う市町村優先が原則。
- ・都道府県：市町村では担いきれない**広域的、専門的**なもの。市町村間の**連絡調整**など。**市町村を支援**。
- ・国：全国的な規模、視点で作る必要がある、制度政策の**基本的な枠組み**や指針を決める。

＜領域別の主なサービス提供における役割＞

国、都道府県、市町村の主な役割を領域別にまとめると次の表のようになる。

	国	都道府県	市町村
高齢者支援	介護保険制度の枠組みを決める。	・介護保険審査会設置（市町村が行った処分に関する審査請求を受け付ける） ・財政安定化基金を設置 ・居宅サービス事業者、介護予防サービス事業者、施設サービス事業者の指定・指導・監督	・介護保険の保険者（資格管理、保険料の決定と徴収、保険給付などを実施）。 ・要介護等認定。 ・介護保険法の地域支援事業の実施。 ・地域包括支援センター設置。 ・老人福祉法上の特別養護老人ホームへの入所事務。養護老人ホーム入所措置 ・在宅福祉サービスの提供。
児童・家庭支援	子ども子育て支援の枠組みを決める。	・児童相談所を設置。専門的な相談に応じ、児童福祉施設入所措置、里親委託、児童の一時保護を実施。 ・障害児入所支援の実施。 ・福祉事務所が母子生活支援施設、助産施設の入所事務を実施。 ・婦人相談所を設置。DV相談。	・一般的な相談に応じる。 ・障害児通所支援の実施。 ・母子保健サービスの実施。 ・教育・保育サービスの必要性を認定。 ・施設型給付等子育て支援給付を実施。 ・福祉事務所が母子生活支援施設、助産施設の入所事務を実施。
障害者支援	障害児者支援の枠組み（全国共通の給付基準など）を決める。	・精神通院医療の支給決定。 ・障害福祉サービス事業者、一般相談支援事業者、自立支援医療機関の指定。 ・障害者介護給付費等不服審査会の設置。 ・身体障害者更生相談所を設置。 ・知的障害者更生相談所を設置。	・障害支援区分の認定。 ・精神通院医療以外の自立支援給付の実施。 ・市町村地域生活支援の実施。 ・特定相談支援事業者の指定。
社会保障	・生活保護の原理・原則を定める。 ・社会保険の基本的な枠組みを定める。 ・雇用保険、労働者災害補償保険の保険者となる。	・都道府県福祉事務所で保護を実施し、要保護者の自立を助長する。 ・国民健康保険の財政を管理運営する。	・市町村福祉事務所で保護を実施し、要保護者の自立を助長する。 ・国民健康保険の保険者として事務を行う。

* 福祉行政の実施体制全体像については『平成 30 年版 厚生労働白書』資料編 p. 191 参照のこと。

3) 福祉の財源

・財源については、各サービス等について個別に規定されている。主なものを表にまとめると次の通り。

＜領域別の主なサービスの財源＞

	自己負担	給付（公的な負担分）の財源
介護保険法に基づく居宅サービス	応益負担（ただし所得に応じて 1，2，3 割負担）	介護保険給付（7，8，9 割）。 保険料 50% 。うち第 1 号 23%、第 2 号 27% 公費 50% 。うち国 25%、都道府県 12.5%、市町村 12.5%

		自己負担	給付（公的な負担分）の財源
子ども子育て支援法に基づく保育サービス		応能負担	公費 100%。 ・施設型給付（公立）…市町村 10/10 ・施設型給付（私立）・地域型保育給付 …国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4
障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス		応能負担 （一部所得制限あり）	公費 100% 国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4
社会保障	生活保護	無し	公費 100%。国 3/4、居住地の福祉事務所設置自治体 1/4 （居住地が明らかでない者は都道府県が負担。）
	後期高齢者医療制度	1 割 （現役並み所得者は 3 割）	公的負担 5 割。（負担割合は 国：都道府県：市町村＝ 4：1：1） 医療保険加入者からの支援金 4 割。 保険料（全後期高齢者医療制度加入者が負担） 1 割。

*社会福祉施設の措置費（運営費・給付費）負担割合については『平成 30 年版 厚生労働白書』資料編 p. 198 参照。

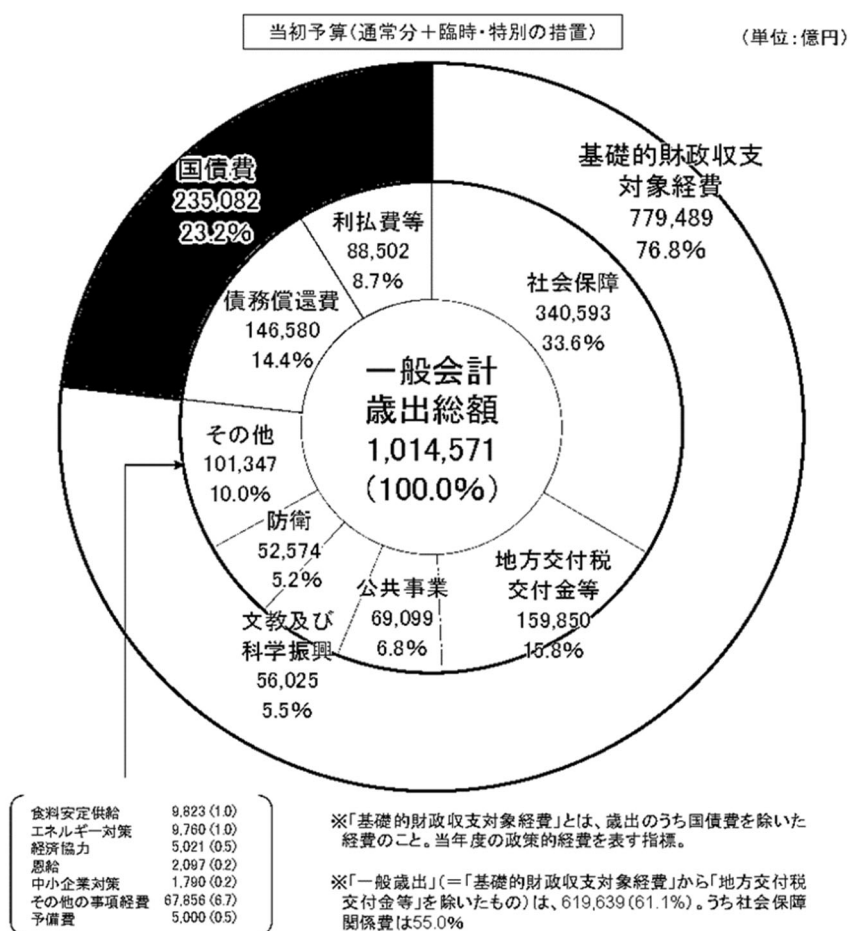
4) 福祉行財政の動向

- ・行政の全体的な方向として地方分権が進められている。

それに伴って、裏付けである財源についても地方への移譲が進められている。

① 国の財政（令和元年度一般会計予算）

●歳出●



一般会計予算総額は101.4兆円と初めて100兆円を上回った。

- ・予算総額 1/4 は国債費、1/3 は社会保障関係費となっている。
- ・地方交付税交付金が約16%を占める。

財務省 平成 31 年度予算より (https://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2019/seifuan31/01.pdf)

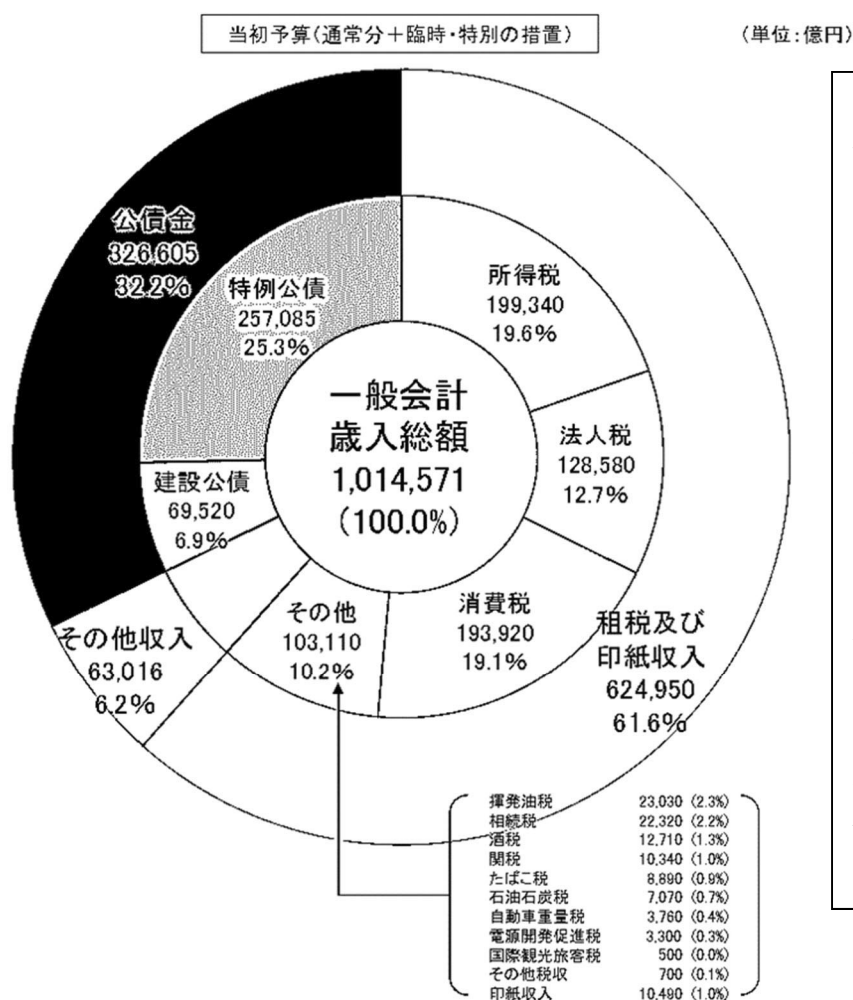
<社会保障関係費内訳>

予算項目	金額（億円）	構成比（％）
社会保障関係費	340,593（一般会計の34％）	100.0
年金給付費	120,488	35％
医療給付費	118,543	35％
介護給付費	32,101	9
少子化対策費	23,440	7
生活扶助等社会福祉費	41,805	12
保健衛生対策費	3,827	1
雇用労災対策費	388	0.1

資料：立法と調査（2019.2 No. 409） 参議院常任委員会調査室・特別調査室 西尾 真純「平成 31 年度（2019 年度）社会保障関係予算 ― 全世代型社会保障の構築に向けた財政基盤強化への取組 ―」

http://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rippou_chousa/backnumber/2019pdf/20190206103.pdf

●歳入●



一般会計予算は単年度の歳入で歳出を賄うことが原則である。

しかし令和元年度予算では歳入のうち租税及び印紙収入は6割で、3割は公債費で賄われている。

租税収入のうち最多は所得税で次いで消費税であるが、高齢化の進展を考えると安定した財源のために消費税の比重を引き上げることが望ましく、その増加分を全世代対応型社会保障に用いる（社会保障と税の一体改革の基本的な考え方）。

2019年10月には消費税率が10%に引き上げられる予定であり、その増額分は全額社会保障（医療、介護、年金だけでなく子ども子育て支援を含む）に使われる。

財務省 平成 31 年度予算より (https://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2019/seifuan31/01.pdf)

②地方財政 (http://www.soumu.go.jp/main_content/000605637.pdf より)

税収…国：地方＝3：2 (総務省 平成30年度地方財政白書ビジュアル版HPより (http://www.soumu.go.jp/iken/zaisei/30data/2018data/30020204.html))

歳出…国：地方＝2：3 (総務省 平成31年度版「地方財政の状況」の概要より (www.soumu.go.jp/main_content/000605293.pdf))

→地方は、財源不足の状態にある。この不足分を主に国からの**地方交付税**と**国庫支出金**で賄う。

平成29年度決算額は都道府県・市町村の純計額で約98兆円であり、前年度をやや下回った。

●主な歳出の費目● (数字は平成29年度決算額における地方自治体全体の歳出純計額に占める割合)

総務費	全般的な管理事務、財政・会計管理事務に要する費用等 (9.3%)
民生費	児童、高齢者、心身障害者等のための福祉施設の整備・運営・生活保護の実施等の費用 (26.5%)
教育費	学校教育、社会教育などに使われる費用 (17.2%)
土木費	道路、河川、住宅、公園など各種の公共施設の建設整備の費用 (12.2%)
公債費	借入金の元金・利子などの支払いの費用 (12.9%)

・民生費は、全体では費目のうちで最も多く約25.7兆円で歳出全体の約4分の1を占めるが、都道府県についてみると最多費目は教育費で約10兆円に上る。これは小中学校の教職員の給与を都道府県が支払うため。

・民生費の目的別内訳をみると、多い順に次のようになる (カッコ内は平成29年度決算金額と構成比)。

	1位	2位	3位
全体 (約26兆円、100%)	児童福祉費 (32.8%)	社会福祉費 (26.5%)	老人福祉費 (24.2%)
都道府県 (約8兆円、100%)	老人福祉費 (39.6%)	社会福祉費 (32.1%)	児童福祉費 (21.4%)
市町村 (約21兆円、100%)	児童福祉費 (37.5%)	社会福祉費 (26.0%)	老人福祉費 (18.0%)

●主な歳入項目● (数字は平成29年度決算額における地方自治体の歳入純計額とその構成比)

地方税 (約40兆円、約39.4%)	教育、福祉、消防・救急、ゴミ処理など生活に身近な行政サービスの財源として、地域住民などが負担しあう税金。都道府県や市区町村が条例に基づいて課税する。「地域社会の会費」。
地方交付税* (約17兆円、約16.5%)	地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域においても一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するために国が交付する地方の固有財源。使途制限なし。一般財源。「国が地方に代わって徴収する地方税」。
地方特例交付金 (約0.1%)	国の施策に伴う地方公共団体の減収分補填などのために交付。
地方譲与税 (約2.4%)	国税として徴収され地方公共団体に譲与される税。地方揮発油譲与税等。
国庫支出金 (約15兆円、約15.3%)	国が地方に対して支出する負担金、委託費、特定の施策の奨励又は財政援助のための補助金等の総称。使途制限あり。
地方債 (約11兆円、約10.5%)	地方公共団体の債務のうちその履行が一般会計年度を越えて行われるもの。

*地方交付税について補足

地方交付税総額は、所得税・法人税の33.1% + 酒税の50% + 消費税の20.8% + 地方法人税の全額。

*消費税は間接税 (負担する人≠納税義務を負う人)。

→ 未納の場合は、消費税を負担した消費者ではなく事業者が取り立てられる。

③ 地方分権化の進展

- ・1999（平成 11）年 地方分権一括法 成立
…機関委任事務を廃止。地方公共団体の事務を法定受託事務と自治事務に再編。
- ・2006（平成 18）年…三位一体の改革
…国庫補助金（国庫支出金）の縮減、国から地方への税源の移譲、地方交付税の見直し（減額）を一体的に行った。
- ・2011（平成 23）年～2019（令和元）年 6 月までに 9 次にわたる地方分権一括法を成立させ、権限を都道府県から指定都市・中核市へ移譲するなど分権化を推進。

＜主な改革＞

- ・2014（平成 26）年 第 4 次一括法…婦人相談所を指定都市も設置可能に（売春防止法）。
- ・2015（平成 27）年 第 5 次一括法…地方の発意を尊重する「提案募集方式」を導入。
- ・2017（平成 29）年 第 7 次一括法…幼保連携型認定子ども園以外の認定子ども園の認定等の事務・権限を指定都市に移譲（子ども・子育て支援法）。
- ・2018（平成 30）年 第 8 次一括法…幼保連携型認定子ども園以外の認定子ども園の認定等の事務・権限を中核市に移譲（子ども・子育て支援法）。
- ・2019（令和元）年 第 9 次一括法…放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数の基準について、従うべき基準から参酌すべき基準に見直し（児童福祉法）

2. 福祉計画

1) 福祉計画の策定方法と留意点

① 福祉計画の策定プロセス

行政計画は、次のような PDCA サイクルのプロセスを経て作成される。

構想計画（plan）＝理念的計画

→ 課題計画（program）＝具体的に解決すべき問題を掲げる計画

→ 実施計画（do）＝具体的・現実的な個別の計画

→ 評価（see）＝計画の策定主体、実施過程、目標に対する達成度等を評価。

評価結果を各計画段階にフィードバックし、改善（action）する。

2) 福祉計画の実際 ＜福祉計画一覧表（2019. 7）＞

	計画名	内容	根拠法	市町村	都道府県
地域	地域福祉計画＊	地域福祉の推進	社会福祉法（努力義務）	市町村地域福祉計画 策定済み市町村 75.6%。 うち市 90%、町村 60%	都道府県地域福祉支援計画 策定済み 91.5%
				おおむね 5 年を一期として計画策定委員会が策定。	
高齢者支援	老人福祉計画	老人福祉事業の供給体制の確保	老人福祉法（義務）	市町村老人福祉計画	都道府県老人福祉計画
	介護保険事業計画	介護保険事業にかかる保険給付の円滑な実施	介護保険法（義務） 事業実施状況を分析し勘案（努力義務）	市町村介護保険事業計画	都道府県介護保険事業支援計画
				・ 3 年を一期として策定 ・ 老人福祉計画と一体的。 ・ 地域福祉計画と調和。 ・ 医療計画と整合的。	

	計画名	内容	根拠法	市町村	都道府県
障害者支援	障害者計画	障害者の施策に関する基本的な計画	障害者基本法 (11条) (義務)	市町村障害者計画	都道府県障害者計画
	障害福祉計画*	障害福祉サービスの提供体制の確保その他の業務の円滑な実施	障害者総合支援法 (88条、89条) (義務)	市町村障害福祉計画	都道府県障害福祉計画
児童家庭支援	障害児福祉計画*	障害児のサービス提供体制の整備、円滑な実施を確保	児童福祉法 (義務) (33条の19)	市町村障害児福祉計画	都道府県障害児福祉計画
	行動計画	次世代育成支援対策の実施に関する計画	次世代育成支援対策推進法 (任意) ただし雇用主は義務。	市町村行動計画	都道府県行動計画
				5年を一期として策定。 一般事業主行動計画…民間企業。従業員101人以上は義務（100人以下努力義務）。	
	子ども子育て支援計画	子ども・子育て支援事業の実施に関する計画	子ども・子育て支援法 (義務)	市町村子ども・子育て支援事業計画	都道府県子ども・子育て支援事業支援計画
				5年を一期として策定。 地域福祉計画、教育振興基本計画と調和	
	子どもの貧困対策計画	子どもの貧困対策に関する計画	子どもの貧困対策法 (努力義務)	(2019年法改正により努力義務化の予定)	子どもの貧困対策計画
医療	医療計画	各都道府県による医療提供体制の確	医療法 (義務)	—	都道府県医療計画 地域医療ビジョンを二次医療圏ごとに策定。
	健康増進計画	健康づくり・疾病予防積極的推進。	健康増進法	市町村健康増進計画 (努力義務)	都道府県健康増進計画 (義務)
	医療費適正化計画	国民の健康保持・医療の効率的な提供のための施策	高齢者の医療の確保に関する法律（義務）	—	都道府県医療費適正化計画
				国が作成する「全国医療費適正化計画・医療費適正化基本方針」に沿って6年を一期として作成（2018～）	

＊ 留意点 ＊

① 地域福祉計画（社会福祉法 第 107 条、第 108 条）

2018（平成 30）年法改正によって位置づけが変更された。

- ・領域ごとの計画に共通する上位計画として策定が市町村、都道府県の努力義務となった。

＜市町村地域福祉計画に定めるべき事項＞

①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し共通して取り組むべき事項

→ 上位計画の位置づけ

②地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項

③地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

④地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

- ・PDCA サイクルを実施することを規定。

第 107 条第 3 項

市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

② 第 4 次障害者基本計画

2018（平成 30）年から 5 年間。2020 東京パラリンピックも契機として、社会のバリア（社会的障壁）除去を推進。ICT 等の新技術を導入してアクセシビリティ向上を目指す。障害者権利条約の理念を尊重し、差別解消を推進。本人の意思決定を支援。

成果目標：一般旅客施設バリアフリー化率 100%、雇用される障害者数増など

（内閣府 第 4 次障害者基本計画 概要より（<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/pdf/kihonkeikaku30gaiyou.pdf>））

③ 第 5 期障害福祉計画・第 1 期障害児福祉計画

2018（平成 30）年から 2020 年までの 3 年間。

基本理念は次の 5 点。

- ・障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- ・市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- ・入所等から地域生活移行への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- ・地域共生社会の実現に向けた取組
- ・障害児の健やかな育成のための発達支援

障害児福祉計画は児童福祉法に基づいて 2018（平成 30）年から策定されることになった。

成果目標：福祉施設入所者の地域生活への移行、障害児支援の提供体制の整備等。

（厚生労働省『障害福祉計画・障害児福祉計画について』より（<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000163638.html>））

Ⅲ. 最後に 頑張っている皆様へ

- ・こうして学習を続けていること自体が素晴らしいことです！最後まであきらめないで下さいね。

国家資格を取ろうと決めた、ご自分との約束を果たしましょう。 「学ぶ門には合格来たる！」